

再犯防止推進計画等検討会設置要綱

平成29年2月2日
法務大臣決定
平成31年2月21日
一部改正
令和2年3月30日
一部改正
令和3年3月30日
一部改正
令和4年1月31日
一部改正
令和4年3月28日
一部改正
令和5年5月24日
一部改正
令和6年2月15日
一部改正

1 名称

再犯防止推進計画等検討会

2 目的

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」という。）は、法務大臣が「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第7条第3項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項の検討及び同条第1項に基づき定められた「再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策の進捗状況の確認等を行うことを目的とする。

3 検討会の構成

- （1）検討会の議長は、法務副大臣とする。
- （2）検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のほか、有識者をもって構成する。
- （3）検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が委嘱する。
- （4）検討会の構成員となる有識者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- （5）検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
- （6）議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の庶務は、大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。